

(別表)

書籍の名称	備考	発行元
①あっせん申請書	申請者の押印を要す。	
②住民票	申請者、居住者及び宅地所有者の住民票	室蘭市戸籍住民課 (むろらん広域センター1F)
③工事見積書	工事業者の代表者名記載、代表印押印 金額は消費税込みとする	
④納税証明書	前年度課税分の市道民税及び固定資産税の 納税証明書	室蘭市納税課 (むろらん広域センター1F)
⑤所得証明書又は 源泉徴収票	前年度の所得証明書又は源泉徴収票	室蘭市課税課 (むろらん広域センター1F)
⑥不動産登記簿謄本	施工対象となる住宅又は宅地の登記簿謄本 (全部事項証明書 原本)	法務局
⑦工事同意書	土地・建物の所有者が申請者以外の場合	
⑧施工前、施工後の 平面図及び立面図等	工事内容を確認できる図面（平面図、立面 図必要に応じ製品カタログ、等）	
⑨位置図	工事する住宅や宅地の付近見取り図。	
⑩本人確認資料	健康保険証 等	
⑪施工業者の証明	室蘭市内に事業所がある施工業者であるこ とを証明する書類。	
⑫その他市長が必要 と認める書類	その他審査に必要な書類をお願いする場合 があります。	

※取扱金融機関において、このほかにも必要な書類が発生する場合があります。
※住民票、納税証明書、所得証明又は源泉徴収票、不動産登記簿は原本が必要です。
(発効日から3ヵ月以内のものに限ります。)
※必要な部数はすべて1部です。

■その他

- ・虚偽の申請の場合は、融資を取り消す場合があります。
- ・室蘭市所定の申請書のほか、取扱金融機関への申込が必要です。
- ・連絡なく工事完了予定日を60日以上経過した場合は、融資を辞退したものとみなし、申込を取り消すことがあります。
- ・完了届けを提出しなければ、融資は実行されません。

■■詳細は室蘭市建築課建築相談係にお問い合わせください。■■

こんな希望はありませんか？

- 住宅をバリアフリー化したい
- 建物や敷地の雪対策をしたい
- ホームエレベータなどを設置したい
- 崩れてきた擁壁を直したい

そのような時は・・・

室蘭市 住まい・らくらくリフォーム資金融資制度

のご案内

室蘭市住まい・らくらくリフォーム資金融資制度は、年齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れたまちで末永く暮らすために、既存の住宅のバリアフリー化などのリフォームをする際に、必要な資金を無担保で融資し、誰もが暮らしやすい住環境を整備するとともに、定住化にも寄与することを目的としています。

室蘭市都市建設部建築課建築相談係（本庁4階）

住所 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
電話 (代)22-1111 内線2664 直通25-2664
FAX 24-2091
Mail kenchiku-soudan@city.muroran.lg.jp

■融資制度を利用できる方（次のすべてに合致する方）

1. 原則として室蘭市内に居住し、対象住宅に居住する本人又は同居する家族など
2. 年齢は満20歳以上
3. 償還能力を有していること
4. 市税を完納していること
5. 金融機関が指定する保証機関を利用できること

■対象となる住宅

融資の対象となる住宅は、市内に既に建っている専用住宅、または店舗や事務所との併用住宅の自己の居住部分で、建築基準法の関係規定に適合する住宅でなくてはなりません。

■対象工事

1. 高齢者等生活支援目的工事

(1) 小規模バリアフリー化工事①から⑧のうち、2以上を実施する工事

- ① 手すりの取付
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止、及び移動の円滑化のための床改修
- ④ 引き戸への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ 浴室の改修(高齢者対応浴室への取り替え等)
- ⑦ 台所、洗面所の改修(椅子座、車椅子対応流し台、洗面台への取り替え等)
- ⑧ 敷地内スロープの設置

(2) バリアフリー化工事

- ① ホームエレベータの設置
- ② 階段昇降機の設置
- ③ 移動用リフトの設置
- ④ 段差解消機の設置

(3) 雪対策工事

- ① 屋根形状の変更
- ② ルーフヒーティングの設置
- ③ 落雪防護柵の設置
- ④ 融雪層の設置
- ⑤ ロードヒーティングの設置

(4) 障がい者、高齢者と同居する専用居室等の増築・改修工事

(5) 上記(1)から(4)に付帯して必要な工事

2. 住宅、宅地防災目的工事

- (1) 建築基準法第10条(著しく危険、衛生上有害と認めるものに対するの命令)等の命令に対する工事
- (2) 宅地造成等規正法に基づく災害防止命令、保全勧告、改善命令の措置に対する工事
- (3) 建築物が災害等により、落下、飛散、倒壊等の恐れにより、他に被害を及ぼすことを防止する工事
- (4) 自己居住の所有地の崩落等の危険を防止する宅地の安全、保全を目的とする工事

■対象工事の施工者

融資対象工事を行う施工業者は、室蘭市内に事業所のある業者に限ります。

■申込受付期間

毎年度4月1日より申込受付開始

■室蘭市への申込に必要な書類

融資限度額	300万円以内 ただし、高齢者等生活支援目的工事の(1)については、50万円以上とする。 ※融資額は工事見積り額を限度として、万円単位の金額とします。
償還期間	5年以内又は10年以内の2種類
利率 (固定金利)	利率に関しましては、4月、10月の年2回改定しており、償還期間によっても利率が変わりますので、融資の際、再度確認願います。
償還方法	元利均等又は元金均等毎月償還(ボーナス併用も可能) ※取扱金融機関によります。
担保	無担保 ※取扱金融機関の定める保証機関の保証料がかかります。
その他	その他諸費用が発生した場合は、自己負担となります。 利用回数は対象住宅に対して1回とします。 このほかに、取扱金融機関の規定が適用される場合があります。

※融資の利率については、経済情勢の変化等により変更になる場合があります。

■融資あっせん申請（室蘭市へ）

室蘭市建築課建築相談係の窓口へ必要な書類(別表参照)を添えて申請します。
なお、室蘭市で対象者の資格及び工事内容等を審査の上、あっせんすることが適当であると認めた場合は、室蘭市から直接、融資のあっせん決定書を申込み者へ送付します。

■融資の申し込み（取扱金融機関へ）

融資の申し込みをする方は、室蘭市からのあっせん決定書を取扱金融機関に提出し、当該取扱金融機関の定める手続きにより融資の申し込みを行い、償還能力等を審査の上、融資を決定します。

■工事着手の時期

融資決定前に工事に着手することはできません。

取扱金融機関の融資決定後に工事に着手してください。

■工事完了届の提出

工事完了後、室蘭市へ「工事完了届」を提出していただき、現地の審査を受けてください。
なお、工事完了届の提出時に、工事代金などを証明する書類などの添付が必要です。

■融資の時期

現地審査後、室蘭市から取扱金融機関に対して「工事完了確認通知書」を送付します。
その後、取扱金融機関で必要な手続きを行い次第、融資が実行となります。
ただし、各年度3月末日までに工事を完了し、かつ、融資を受ける必要がありますので、工事の完了を3月に予定している方は、ご注意ください。

■取扱金融機関

室蘭信用金庫・北洋銀行・北海道銀行・伊達信用金庫の室蘭市内にある本店・支店